

以下の問題文を読んで、その正誤を答えなさい。なお、問題文にない事実は考慮しないこととします。

問題1. 貨物の該非判定は、①輸出令別表第1、②貨物等省令、③運用通達の用語の解釈を確認しながら行う必要がある。○

問題2. 輸出令別表第1の3の2の項で規制されている貨物の英訳をする場合は、オーストラリア・グループのサイトが参考になる。○

問題3. 本邦にあるX大学の大学院生であるベトナム人留学生Aは、来日から2年経過している。生活費を補うために今年4月1日から中国にある通信メーカーYと雇用契約を結び、通信メーカーYの指示に従って、日本国内の量子暗号技術に関する技術情報の収集に従事している。この場合、ベトナム人留学生Aは、特定類型①に該当しない。×

問題4. 外為法第48条第1項中の政令は、「輸出貿易管理令」で、外為法第25条第1項中の政令は、「外国為替令」である。○

問題5. 本邦にあるメーカーXは、来月、英国で行われる国際展示会に輸出令別表第1の3の項(2)2に該当する貯蔵容器(1セット)を出品するために輸出し、国際展示会終了後、本邦に戻す予定である。この場合、メーカーXは、英国で行われる国際展示会に出品するための輸出であり、輸出許可は不要である。×

問題6. 運用通達によれば、輸出の時点とは、税関への輸出申告時と規定されている。下線部分は正しい。×

問題7. 本邦にあるX大学は、輸出令別表第1の3の2の項(1)に該当するウイルスを来月、アメリカにあるY大学に輸出する予定である。Y大学が、当該ウイルスを抗がん剤の研究開発に用いるのであれば、「基礎科学分野の研究活動」に当たるので、X大学は、輸出許可は不要である。×

問題8. 輸出許可の申請者は、法人の場合、原則、代表権者(代表権を委任されたものを含む。)である。○

問題9. 外為法第55条の10第1項では、輸出者等遵守基準を定めなければならないのは、輸出者と規定されている。×

問題10. 本邦にあるメーカーXが、輸出令別表第1の1から15までの項に該当しない貨物の設計図面を米国にあるメーカーYに提供する場合、当該設計図面は、外為令別表の1から15までの項に該当することはないので、常に役務取引許可は不要である。×

問題11. 今日来日した中国のメーカーXのA部長は、滞在先の都内のホテルから来週、商談で訪問する予定の米国にあるメーカーYのB社長宛に、外為令別表の7の項に該当する技術資料を事前に電子メールで送付する予定である。この場合、メーカーXのA部長は、役務取引許可申請をする必要がある。○

問題12. 本邦にある貿易会社Xは、英国にあるメーカーYから、スマートフォンの部品の製造に使用するため、輸出令別表第1の15の項(2)に該当する電波吸収材(総価額4万円)の注文を受けた。貿易会社Xが、当該電波吸収材をメーカーYに輸出する場合、輸出許可は不要である。○

問題13. 特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可が適用できるリスト規制該当貨物であっても、包括許可取扱要領の別表3の(10)(表1)で規定する「核兵器等の開発等」に「用いられる(利用される)場合」は、すべての仕向地について当該包括許可は失効する。下線部分は正しい。○

問題14. 本邦の大学院生Xは、自作した暗号通信プログラム α (外為令別表の9の項(1)に該当)を来月、誰でも無償で利用できるように自分のホームページにアップロードする予定である。この場合、大学院生Xは、役務取引許可申請が必要である。×

問題15. 外為法等遵守事項では、通関時の事故が発生した場合、経済産業大臣に報告することと規定している。×

問題16. 役務通達によれば、「分解修理」は、「使用」にあたる。○

問題 17. 本邦にあるX大学に通う中国人留学生Aは、輸出令別表第1の2の項に該当する測定装置（価格200万円）を無許可で中国にいる友人Bに輸出した。この場合、外為法第69条の6第2項第二号の罪に問われ、罰金刑が科される場合、3,000万円以下である。下線部は正しい。○

問題 18. キャッヂオール規制の許可の申請先は、経済産業省の安全保障貿易審査課である。○

問題 19. 本邦にあるメーカーXは、2か月に1度の割合で、輸出令別表第1の16の項に該当するマイコンをベトナムにある家電メーカーYに輸出している。この場合、メーカーXは、遵守基準省令でいう「該非確認責任者」を選任する義務はない。
×

問題 20. 本邦にあるメーカーXは、台湾にある子会社Yに、取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、輸出令別表第1の6の項（1）に該当する軸受（総価額200万円）を輸出した。この場合、輸出関連書類等は、輸出時から10年間保存する必要がある。下線部分は正しい。×

問題 21. 本邦にあるメーカーXは、フィリピンにあるメーカーYから、輸出令別表第1の16の項に該当する炭素繊維2トン分の注文を受けた。用途を確認したところ、通常兵器である戦車の製造に使うとメールで連絡を受けた。この場合、通常兵器キャッヂオール規制の用途要件に該当するので、メーカーXは輸出許可申請が必要である。×

問題 22. 特別一般包括許可の申請者は、輸出管理内部規程の整備及び外為法等遵守事項の確実な実施について、安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票及びチェックリスト受理票の交付を受けている者であることが申請者の要件の1つである。○

問題 23. 本邦にあるメーカーXが、輸出令別表第1の16の項に該当するチタン合金を中国にある運送会社Yに輸出する際、用途は「航続距離が300キロメートルを超える、貨物運送用の無人航空機の製造に使用する。」と連絡を受けた。この場合、メーカーXは、大量破壊兵器キャッヂオール規制に基づく輸出許可申請が必要である。○

問題24. 来日から1年経ったカナダ人の留学生Xは、A Iのプログラム能力が優れていることから、カナダ政府から留学費用の全額の支給を受けている。この場合、留学生Xは、特定類型②に該当しない。×

問題25. 本邦にあるメーカーXは、沖縄にある在日米軍基地に輸出令別表第1の3の項(2)に該当するバルブ(10セット)を納品する予定である。この場合、輸出許可申請は不要である。○

2023年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第60回)

(STC Associate)試験問題

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
特定類型	役務通達1(3)サで規定されている①から③までに掲げる者
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規程の届出等について」の(別紙1)に記載されている。
輸出令別表第3の地域(グループA)	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
輸出令別表第3の2	アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スードン
リスト規制該当貨物(技術)	輸出令別表第1(外為令別表)の1から15までの項に該当する貨物(技術)をいう。
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物